

別添3: 重点事項

【全体共通】

- ・ 工事対象エリア区分は下記とする(合計 340 m²、別添1参照)
 - 執務室エリア;約 27 m²
 - 教室エリア;約 313 m²
- ・ 教室エリアは、以下の用途が含まれるように計画すること。
 - ①大教室(120 m²以上) × 1 部屋
 - ②小教室(37 m²以上) × 4 部屋
 - ③会議室(25 m²以上) × 1 部屋

※会議室は、「②小教室」の 1 部屋と兼用とするレイアウト計画も可とする。但し、その場合、会議室用机の「⑤倉庫」への収納用の動線を確保すること。

 - ④映写室兼 PA 室(3.8 m²以上) × 1 部屋
 - ⑤倉庫(18 m²以上) × 1 部屋
- ・ 既存の執務室及び図書館との調和に配慮して設計すること。
- ・ 一般来客を執務室へ入れないセキュリティ区画を維持できる動線計画とすること。
- ・ 適切な温度・湿度環境を保つ計画とすること。また、空調設備に関しては家主、ビル管理会社の運用ならびに規定も考慮すること。
- ・ 床の改装にあたっては、カーペットは使用しないこと。
- ・ 各部屋とも、室内音環境に関し、歩行音の反響などに十分配慮すること。
- ・ 上記①～③の各部屋については、机上照度 500 ルクス以上を確保すること。
- ・ 上記①～②の各部屋の壁及び扉については、防音・遮音性能に配慮すること。
- ・ 経年劣化の激しい部分の修繕を行うこと。
- ・ 本工事において、配置計画上、受付エリアの調整が必要な場合は、一部工事の範囲に含めても構わない。

【執務室エリア】

- 会議室及び執務室・日本語資料閲覧スペース
 - ・ 既存の会議室を撤去し、6 名 1 グループの執務デスクスペースを配置すること。
 - ・ その他、別添 1「事務室デスク配置プラン」のとおり、一部執務デスク及びローキャビネットの追加、一部執務デスクの移動を行う。
 - ・ 上記にあわせ、既存会議室の壁の撤去、床及び天井工事を行う。
 - ・ 新規ならびに移動した執務デスクスペース用に配線工事(電源・電話線・インターネット回線)及び床の補修工事を行うこと。
 - ・ 床及び天井の補修にあたっては、既存の仕上げ材と同じものを使用すること。
 - ・ 既存の会議室の壁に沿って設置されている日本語資料書棚は、教室エリアとの境界壁側に設置しなおすこと。また、それにあわせてコピー機等を適切な場所に配置し、必要に応じて配線工事を行うこと。
 - ・ 既存会議室と小教室との境界壁は、必要に応じて位置やレイアウトの変更を可とする。

【教室エリア】

○ 共通(サイン計画)

- ・ 各教室の入り口には、教室名を掲げるため、中身を入れ替えられるプレート(例:アクリル板)を設置すること。

○ 大教室

- ・ 主な用途は、研修会、講演会・セミナー、日本映画上映会、各種ワークショップとし、小規模な公演やライブなどを行う場合があることも考慮すること。
- ・ レイアウト上、縦長、横長のどちらでも利用可能な形式とすること。
- ・ 多目的な事業で活用できるように設計上の配慮を行うこと(例:マイク電源等)。
- ・ 縦型、横型、いずれの形式でも 70~80 名が着席して、上記の主な用途の事業に参加できる程度の広さを確保すること。
- ・ 壁面、天井面の色彩計画は、黒やグレーなどの無彩色系の塗装仕上げとする。
- ・ 天井は、既存天井パネルを撤去したスケルトン状態とし、天井を高く見せ、より広い空間になるよう全体のデザインを工夫すること。
- ・ 床や壁等は、利用時の反響音を極力抑えられる仕様とすること。
- ・ 特に床については、歩行音が反響しないよう配慮すること。
- ・ 窓に面した辺がある場合、映画上映等の際に、外部からの光を 100%遮断できる遮光性の高いカーテンまたはブラインドを設置し、開けた際もすっきりと開放感のあるデザインとすること。
- ・ 以下の既存備品については、レイアウト等の変更を行った場合でも、継続して活用する。
 - 映画上映のためのスクリーン
 - スピーカー
- ・ 映画上映のためのスクリーンは、映写室及びプロジェクター投影の位置、客席からの視聴角度に配慮し、後方席からも見やすい位置に配置すること。
- ・ 天井にはプロジェクター吊用のフレームをスクリーンに合わせ設置し、必要な電源を配置すること。
- ・ 電源及び PA 用ジャックについては、縦型、横型、いずれの利用方法によっても、発表者にとって使いやすい位置に設置すること。

○ 小教室

- ・ 各教室の入口は教室後方の1箇所とし、教室前方のホワイトボードから遠い側に設置すること。
- ・ 教室ごとの防音性能にしっかり配慮すること。
- ・ 目隠しはしつつ、廊下側の壁または入口の扉から教室の中の様子が見えるよう、全部または一部ガラスを使用すること。
- ・ 教室全体がまんべんなく明るくなるよう、適切な照明器具を選定し配置すること。特に、ホワイトボードの見え方については、明暗や反射について十分に配慮し、利用時の文字が読みやすい環境とすること。
- ・ ホワイトボードの対面がビルの窓に面した辺ではない場合、教室後方の壁面にロッカー

(下部)及びコルクボード(上部)を設置すること。

- ・ 教師用電源については、床埋込み式が可能な場合には、中央の教壇あたりに、壁に電源を設置する場合には、ホワイボード設置側の壁面の両端のいずれかに設置すること。
- ・ 天井にはプロジェクター吊用のフレームを設置し、必要な電源を配置すること。

○ 映写室兼 PA 室

- ・ 既存の映写室兼 PA 室を移設する場合には、縦型利用時の大教室の後方に位置するようにレイアウト計画を考慮する。
- ・ 既存の映写室兼 PA 室を参考にし、コンパクトかつ機能的な部屋とすること。
- ・ 映写室兼 PA 室の覗き窓の高さ、サイズは、16mm 映写機を設置し、スクリーンに映画を投影する前提で十分な仕様、寸法とすること。
- ・ 必要に応じた設備工事を行うこと。

○ 倉庫

- ・ 主に大教室及び会議室で利用するテーブル(12 台)及び椅子(80 脚程度)等を収納するための倉庫とする。
- ・ テーブル・椅子等の収納時に、大教室及び他の部屋の利用者から見えないように工夫されていれば、独立した部屋とする必要はない。
- ・ 特に、会議室と小教室の一部屋を兼ねる配置とする場合、テーブルの準備、倉庫への収納という作業が頻繁に発生するため、倉庫と会議室兼小教室のテーブル移動の動線計画についてよく配慮したレイアウトとすること。

【その他】

- ・ 天井および床は、各スペースの大きさ、用途に合わせてデザインし、必要に応じて照明、空調、換気システム、スプリンクラー等を配備する(既存のものがあれば優先して使用)。
- ・ 電気、照明等について各部屋の大きさ、用途に合わせてデザインし、職員及び利用者の便に適うよう適宜設置する。
- ・ 各スペースの扉、通路、床は車椅子の通行を妨げないバリアフリーとする。
- ・ 騒音対策に十分な配慮を行う。
- ・ 消防規則をはじめ、タイ国内において遵守が義務付けられている各種法律・規則に則った設計・施工を行う。
- ・ 必要に応じ、関係各省庁やビル管理会社への照会及び許可申請を適宜行う。
- ・ 空調、換気、給排水、電気、電話、火災報知設備、消火設備、ケーブルテレビ等、その他設計・施工時に必要な情報については、バンコク日本文化センター担当者を通じて家主、ビル管理会社に適宜確認する。

以上